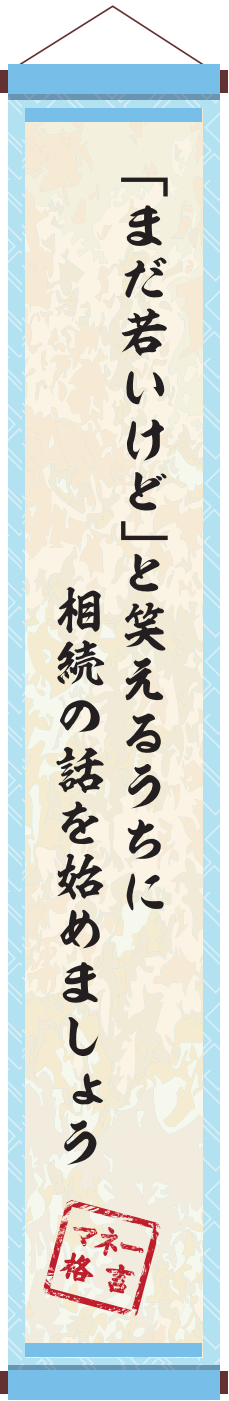




おぎわら ひろこ
荻原博子さんプロフィール

長野県生まれの経済ジャーナリスト。むずかしい経済の仕組みを、わかりやすく解説する達人。モットーは「借金減らして現金増やせ」。近著に『払ってはいけない 資産を減らす50の悪習慣』（新潮新書）、『年金だけでも暮らせませう』（PHP新書）など多数。



これまで相続は、直系の子や孫、親などがその権利を持っていました。直系でない親族、たとえば子の妻である嫁などには相続権がなかったのです。

しかし、実際の看病や介護を担っているのは嫁というケースが多くあります。そんな場合は嫁なども、相続の際に金銭を要求することができるようになりました。

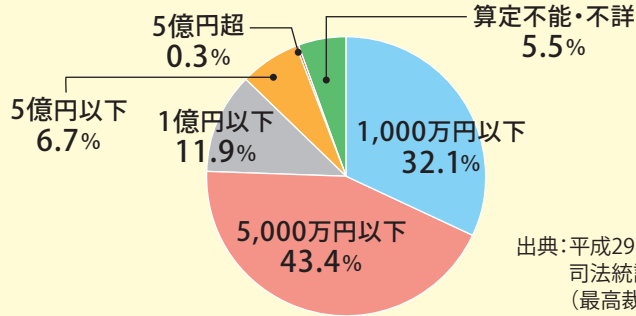
嫁にとっては「もつともな話」かもしれませんが、相続の火種になることも考えられます。円満な相続のために、お盆などで親族が集まる際は、相続について話し合っておくといいでしょう。

子どもが独立しても大きな生命保険に加入したままという方もいます。年齢などに応じた適切な保険に変えれば、保険料を抑えることができるでしょう。見直し方法については、次のメールマガジンをご覧ください。

保険を見直すうちに、ほかの財産にも話が及び、親の気持ちや考えもわかるようになると思います。



遺産額による相続裁判数の割合



メールマガジン会員募集中!

保険に関する身近な情報をはじめ、提携施設の期間限定キャンペーンなど、お得な情報を充実したラインナップでお届けします! ご登録がお済みでない方はこの機会にご登録ください。

アドレス http://yuseifukushi.or.jp/jp_member/mailmag/

スマホは、
こちら



介護した親族にも 新たな権利が

ポイント② 自筆の遺言書に関する見直し

遺言書は、条件を満たしていれば自筆でも認められます。ただし、自筆の遺言書は、添付書類まですべて自筆でなければいけませんでした。

今後は、遺言書本文は自筆でも、相続財産の目録など添付書類は、パソコンで作成したものがOKになりました。

また、自筆の遺言書を法務局で保管する制度も始まり、利用しやすくなります。

ポイント③ 介護に貢献した親族の権利拡大

これまで相続は、直系の子や孫、親などがその権利を持っていました。直系でない親族、たとえば子の妻である嫁などには相続権がなかったのです。

しかし、実際の看病や介護を担っているのは嫁というケースが多くあります。そんな場合は嫁なども、相続の際に金銭を要求することができるようになりました。

嫁にとっては「もつともな話」かもしれませんが、相続の火種になることも考えられます。円満な相続のために、お盆などで親族が集まる際は、相続について話し合っておくといいでしょう。

資産が少ない家族が 「争族」に発展する?

冒頭でも述べたとおり、相続はお金持ちだけの問題ではありません。下のグラフを見てください。家族でもめて、相続が「争族」化して裁判に持ち込まれた件数と、遺産額の関係を示しています。

実に全体の4分の3以上が、遺産額が5千万円以下で占められています。遺産額1千万円以下も3割を超えています。いわゆる資産家の方は、専門家に依頼して早くから相続の準備を進めていますから、もめることはあまりないといわれています。もめるのは、自分たちをお金持ちと思っていない普通の人々なのです。

とはいえ、親にいきなり相続の話をするのは、気が引けるかもしれません。そんな方は、「家計の節約を手伝う」と言って、保険の見直しから始めてはいかがでしょうか。

子どもが独立しても大きな生命保険に加入したままという方もいます。年齢などに応じた適切な保険に変えれば、保険料を抑えることができるでしょう。見直し方法については、次のメールマガジンをご覧ください。

保険を見直すうちに、ほかの財産にも話が及び、親の気持ちや考えもわかるようになると思います。

相続法が変わりました。
相続は、誰もが経験すること。「お金持ちだけの問題」ではありません。

約40年ぶりの見直しで 相続が変わります

昨年、1980年以来約40年ぶりに「相続法」が改正されました。一部を除き、今年7月から施行され、相続が変わっています。

相続など聞くと、「お金持ちの問題だから、うちには関係ない」という方が多いのですが、実は、皆さんに関係する内容がたくさんあります。ポイントを3つに絞って、整理してみましょう。

ポイント① 「配偶者居住権」の創設

夫に先立たれた妻が、夫の所有していた家に死ぬまでずっと住み続けられる権利「配偶者居住権」が新しくできました(男女が入れ替わっても同様)。

下の図にあるとおり、これまでは、夫の死後、妻が家を相続すると、家以外の預貯金などの相続が少なくなり、「住む家はあっても、生活費が不安」という場合がありました。

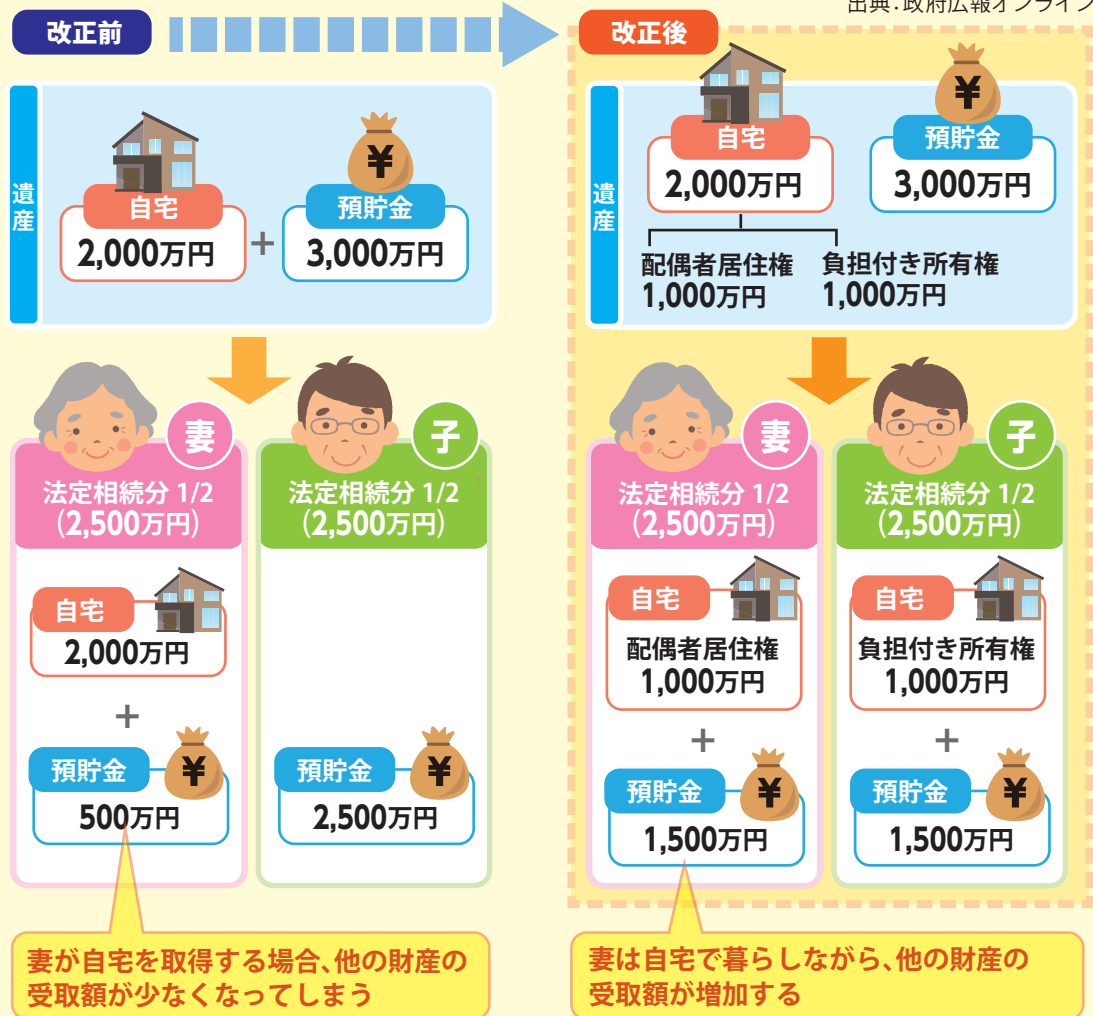
今後は、家の資産を、配偶者居住権と所有権に分けることができるようになります。妻は配偶者居住権を、子など妻以外の相続人が所有権をと分けて相続すると、妻の自宅に関する相続額が減るため、預貯金なども相続でき、生活費にも困らない方が増えると考えられています。

例:夫の死亡後、相続人が妻と子1人、遺産が自宅(2,000万円)と

預貯金3,000万円だった場合

妻と子の相続分 = 1 : 1 妻2,500万円、子2,500万円

出典:政府広報オンライン



「備え」あつての安心ライフ

監修
荻原博子

